



統計法に基づ
く国の統計調
査です。調査
票情報の秘密
の保護に万全
を期します。

㊫ 文部科学省 令和6年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査調査票

※この調査票は統計以外の目的には使用いたしません。

基本情報

※はじめに、学校の場合は「学校コード」を、教育委員会の場合は「教育委員会コード」を記入してください。

学校コード	
-------	--

(注) 「学校コード」は、下記アドレスで公開されている13桁のコードを、半角英数字で記入すること。

<https://edu-data.jp/>

※ 以下の欄は「学校コード」の入力によって自動表示されます。
正しく表示されない場合、学校コードに誤りがあると考えられますので、学校コードの入力内容をよく確認してください。

学校種		
都道府県番号		
設置区分		
本校分校別		
学校名		
学校所在地		

※公立学校のみ、選択してください。

設置者種別	
-------	--

※プルダウンより選択

※市区町村立学校のみ、記入してください。（都道府県立学校、国立・私立の学校は記入不要です）

市区町村名		
-------	--	--

※プルダウンより選択

左欄に指定都市の名称を選択すると「指定都市」と自動表示します↑

※高等学校及び中等教育学校のみ、記入してください。

課程	
学年制・単位制	

※プルダウンより選択

※プルダウンより選択

(注) 令和6年度「学校基本調査」において、在籍生徒数と同数を「うち単位制による課程」欄に計上している場合には「単位制」を選択し、在籍生徒の一部に当たる人数を「うち単位制による課程」欄に計上している場合には「学年制と単位制を併置」を選択すること。

教育委員会コード	
----------	--

(注) 「教育委員会コード」は、下記アドレスで公開されている6桁のコードを半角数字で記入すること。

<https://edu-data.jp/eb>

※ 以下の欄は「教育委員会コード」の入力によって自動表示されます。
正しく表示されない場合、教育委員会コードに誤りがあると考えられますので、教育委員会コードの入力内容をよく確認してください。

教育委員会名		
教育委員会種別		
都道府県番号		

記入者名	
所属課名 (学校においては、記入者の職名を記入)	
電話番号	

記入に当たって

「暴力行為」とは、「自校の児童生徒が、故意に有形力（目に見える物理的な力）を加える行為」をいい、被暴力行為の対象によって、「対教師暴力」（教師に限らず、用務員等の学校職員も含む。）、
「生徒間暴力」（何らかの人間関係がある児童生徒同士に限る。）、「対人暴力」（対教師暴力、生徒間暴力の対象者を除く。）、学校の施設・設備等の「器物損壊」の四形態に分ける。ただし、家族・同居
人に対する暴力行為は、調査対象外とする。

○ 「対教師暴力」の例

- ## ○ 「対人暴力」の例

- ## ○ 「生徒間暴力」の例

- ### ○ 「器物損壊」の例

- ・教室の窓ガラスを故意に割った。
- ・トイレのドアを故意に壊した。
- ・補修を要する落書きをした。
- ・学校で飼育している動物を故意に傷つけた。
- ・学校備品(カーテン、掃除道具等)を故意に壊した。
- ・他人の私物を故意に壊した。
- ・その他、学校の施設・設備等を故意に壊した。

(3) 「学校の管理下」、「学校の管理下以外」のいずれで発生したかに関わらず、自校の児童生徒が行った暴力行為を対象とすること。ただし、「器物損壊」については「学校の下」で起きた場合のみを記入すること。

① 校内で起きた暴力行為（年末年始の休業日など学校としての教育活動が行われていない日・時間帯で起きた場合を除く。）

② 教育課程に基づく校外活動（修学旅行、遠足、社会体験活動等）中に起きた暴力行為

③ 校外での部活動中に起きた暴力行為

④ 通常の時間帯、通学路での登下校中（学用品の購入、工事現場のう回など、合理的な理由による寄り道や回り道をした場合を含む。）に起きた暴力行為

※ 本調査における「学校の管理下」は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第5条第2項及び独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令第26条を参照すること。

2 「学校の管理下以外」で起きた暴力行為とは、「学校の管理下」で起きた暴力行為以外の暴力行為をいう。

(5) 小・中・高等学校を卒業した児童生徒が、卒業式後３月３１日までの間に起こした暴力行為については、当該小・中・高等学校の児童生徒が起こした暴力行為とすること。

1. 暴力行為の発生学校数、発生件数等		(校)	(校)	(件)	(人)	(人)
区分		(1) 学校総数	(2) 発生学校数	(3) 発生件数	(4) 加害児童生徒数	(5) (4)のうち、 2回以上の暴力行為を 行った児童生徒の人数
小学校	合計	0	0	0		
	①対教師暴力		0			
	②生徒間暴力		0			
	③対人暴力		0			
	④器物損壊		0			
中学校	合計	0	0	0		
	①対教師暴力		0			
	②生徒間暴力		0			
	③対人暴力		0			
	④器物損壊		0			
高等学校	合計	0	0	0		
	①対教師暴力		0			
	②生徒間暴力		0			
	③対人暴力		0			
	④器物損壊		0			

(注1) 「発生件数」の欄は、各区分ごとに延べ数を記入する。

(注2) 「加害児童生徒数」の欄は、各区分ごとに実人数を記入する。

(例) 1人の加害児童生徒が対教師暴力を1回、生徒間暴力を2回起こした場合、以下のとおりとなる。

(3) 発生件数 「合計」：3回(自動算出)、「①対教師暴力」：1回、「②生徒間暴力」：2回

(4) 加害児童生徒数 「合計」：1人(手入力)、「①対教師暴力」：1人、「②生徒間暴力」：1人

(注3) 「生徒間暴力」について、加害・被害の別が判明しない児童生徒がいる場合には、加害児童生徒数に含めること。

(注4) 在籍児童生徒が起こしたものであることは明らかであるが、加害児童生徒を特定できない場合についても計上すること。この場合、発生件数1件、加害児童生徒数0人となる。

2. 学年別加害児童生徒数							(人)
区分	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
小学校							0
中学校							0
高等学校							0

(注1) 実人数を記入すること。各学校種の「合計」の人数は「1. 暴力行為の発生学校数、発生件数等」の「(4) 加害児童生徒数」のうち、各学校種の「合計」欄の人数と一致するようにすること。

(注2) 高等学校定時制課程等の4年生以上は、4年生として扱うこと。単位制については、入学年度を1年次として、1年次、2年次、3年次、4年次以上をそれぞれ1年生、2年生、3年生、4年生として扱うこと。

3. 加害児童生徒への特別な対応

(件)

区 分		(1) 小学校	(2) 中学校	(3) 高等学校
①スクールカウンセラー等の相談員がカウンセリングを行った。				
②校長、教頭が指導した。				
③別室で授業等を行った。 ※(注4)参照				
④年度途中に学級替えをした。				
①～④計		0	0	0
退学・転学	⑤懲戒処分としての退学 ※(注5)参照			
	⑥その他 ※(注5)参照			
⑦停学 ※(注6)参照				
⑧出席停止 ※(注7)参照		A	B	
⑨自宅学習・自宅謹慎				
⑩訓告 ※(注8)参照				
⑤～⑩計		0	0	0
⑪保護者への報告				
⑫被害児童生徒等やその保護者に対する謝罪の指導				
⑬関係機関等との連携	ア 警察等の刑事司法機関等との連携			
	イ 児童相談所等の福祉機関等との連携			
	ウ 首長部局等（イを除く）との連携			
	エ 病院等の医療機関等との連携			
	オ その他の専門的な関係機関との連携			
	カ 地域の人材や団体等との連携			
⑪～⑬計		0	0	0
計		0	0	0

- (注1) 複数選択を可とする。
- (注2) 個々の暴力行為について、加害児童生徒への対応として実際に行ったもので、該当する項目を発生件数ごとに選択すること。
- (注3) 1件の暴力行為で複数の加害児童生徒がいた場合でも、対応として実際に行ったもので該当する項目に、それぞれ「1」を計上すること。
- (注4) 「③別室で授業等を行った。」とは、被害児童生徒を守る**などの**観点から当該児童生徒とは別の教室等で一時的に授業等を行った場合に計上する。
単に事実確認等のために別室で話を聞き、この際に指導した場合は除くこと。
- (注5) 「退学・転学」中の「⑤懲戒処分としての退学」とは、校長が学校教育法施行規則第26条に定める懲戒処分としての「退学」であることを明示して行ったものをいう。
「⑥その他」とは、勸奨・申出による退学及び転学である。なお、市町村立学校における「⑤懲戒処分としての退学」の「中学校」の区分については、中等教育学校及び学校教育法施行規則第26条第3項の併設型中学校のみが想定されている。
- (注6) 「⑦停学」とは、校長が学校教育法施行規則第26条に定める懲戒処分としての「停学」であることを明示して行ったものをいう。
- (注7) 「⑧出席停止」とは、学校教育法第35条、第49条又は第49条の8に基づく措置をいう。
- (注8) 「⑩訓告」とは、校長が学校教育法施行規則第26条に定める懲戒処分としての「訓告」であることを明示して行ったものをいう。事実上の懲戒として行われる単なる「叱責」等はこれに含まない。

調査Ⅱ 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校におけるいじめの状況等

記入に当たって

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」（いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）。（以下「法」という。）第2条第1項）をいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

(注1) 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、法が制定された趣旨を十分踏まえ、行為の対象となった者の立場に立つて行うこと。特に、いじめには多様な態様があることに鑑み、いじめに該当するか否かの判断に当たり、定義のうち「心身の苦痛を感じているもの」との部分限定して解釈されることのないようにすること（例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。）。

(注2) 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒が有する何らかの人的関係を指す。

(注3) 「物理的な影響を与える行為」には、身体的な影響を与える行為のほか、金品をたかったり、物を隠したり、嫌なことを無理矢理させたりすることなども含まれる。

(注4) 「行為」には、「仲間外れ」や「無視」など、直接的に関わるものではないが、心理的な圧迫等で相手に苦痛を与えるものも含まれる。

(注5) けんかやふざけ合い、暴力行為等についても、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
その他、本調査の記入に当たっては、「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査 回答にあたっての留意事項」の「いじめの状況」に関する説明を十分に参照すること。

(2)

(3) いじめる児童生徒といじめられた児童生徒が異なる学校に在籍する場合、原則として、1、3、4、5、6、7、8（2）のいじめられた児童生徒の状況については、いじめられた児童生徒の在籍する学校が記入し、8（1）のいじめる児童生徒の状況については、いじめる児童生徒が在籍する学校において記入する。2については、警察に相談・通報した学校において記入することとして、学校間で連携を取りつつ記入すること。その際、いじめる児童生徒、いじめられた児童生徒双方が相談・通報した場合については、いじめられた児童生徒の在籍する学校が記入することとする。

1. いじめを認知した学校数、いじめの認知件数		(校)	(校)	(校)	(件)
区分	(1) 学校総数	(2) 認知した学校数	(3) 認知していない学校数	(4) 認知件数	
小学校	0				
中学校	0				
高等学校	0				
特別支援学校	0				

- (注1) 「（2）認知した学校数」には、令和6年度間において、上記の定義に該当するいじめを1件以上認知した場合、「1」を記入する。複数の学校の児童生徒に係るいじめについては、いじめを受けた児童生徒の在籍する学校ごとにそれぞれ1校と扱う。「（3）認知していない学校数」には、令和6年度間において、上記の定義に該当するいじめを一切認知しなかった場合、「1」を記入する。高等学校の全定併置校や通信制併設校等においては、全日制、定時制、通信制それぞれ1校として別々に計上すること。
- (注2) 「認知件数」には、令和6年度間において、上記の定義に該当するいじめを受けたことが認知された児童生徒ごとに1件として数える。この際、同一の児童生徒が異なる時期に別の児童生徒からいじめを受けていても1件として扱う。なお、いじめる児童生徒が他校の者である場合や特定できていない場合であっても、認知件数に含めること。高等学校の全定併置校や通信制併設校等は、全日制、定時制、通信制それぞれの数値を合計したものを記入すること。

2. 警察に相談・通報した件数		(件)
区分	いじめの認知件数のうち、警察に相談・通報した件数	
小学校		
中学校		
高等学校		
特別支援学校		

- (注1) 「いじめの認知件数のうち、警察に相談・通報した件数」は、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案や、いじめられている児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような事案等、学校が警察に相談・通報した件数を記入する。その際、「認知件数」1件に対して複数回数通報した場合についても1件と計上する。
高等学校の全定併置校や通信制併設校等は、全日制、定時制、通信制それぞれの数値を合計したものを記入すること。
なお、学校関与の下、いじめを受けた児童生徒の保護者等が被害届を提出した場合も件数に含める。

3. いじめの現在の状況 (件)

区分	(1) 解消しているもの (日常的に観察継続中)	(2) 解消に向けて取組中		(3) その他 ※(注3)参照	(4) 計
		いじめを認知してから 3か月以上経過 しているもの	いじめを認知してから 3か月 経過していないもの		
小学校					0
中学校					0
高等学校					0
特別支援学校					0

(注1) 「いじめの現在の状況」については、令和7年3月31日現在の状況を学校種ごとに記入すること。なお、卒業をもって直ちに「解消しているもの」と計上することがないよう留意すること。

(注2) 「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされる場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

- ① いじめに係る行為の解消； 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。
- ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと； いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(注3) いじめの問題による就学校の指定変更、公立から私立、私立から公立などの転学や退学等、(1)、(2)に該当しないものは「(3) その他」に記入すること。

(注4) 各学校種の「(4) 計」の欄の件数は、「1. いじめを認知した学校数、いじめの認知件数」の認知件数とそれぞれ一致するようにすること。

(注5) 高等学校の全定併置校や通信制併設校等は、全日制、定時制、通信制それぞれの数値を合計したものを記入すること。

4. いじめの認知件数の学年別内訳 (件)

区 分		(1) 1年生	(2) 2年生	(3) 3年生	(4) 4年生	(5) 5年生	(6) 6年生	(7) 計
小学校								0
中学校								0
高等学校								0
特別支援学校	小学部							0
	中学部							0
	高等部							0

(注1) 高等学校定時制課程等の4年生以上は、4年生として扱うこと。単位制については、入学年度を1年次として、1年次、2年次、3年次、4年次以上をそれぞれ1年生、2年生、3年生、4年生として扱うこと。全定併置校や通信制併設校等は、全日制、定時制、通信制それぞれの数値を合計したものを記入すること。

(注2) 各学校種の「(7) 計」の欄の件数は、「1. いじめを認知した学校数、いじめの認知件数」の認知件数とそれぞれ一致すること。
(特別支援学校においては、小学部・中学部・高等部の合計が、「1. いじめを認知した学校数、いじめの認知件数」の特別支援学校の件数と一致すること。)

5. いじめの発見のきっかけ

(件)

区分		(1) 小学校	(2) 中学校	(3) 高等学校	(4) 特別支援学校
学校の教職員等が発見した。		0	0	0	0
内 訳	学級担任が発見した。				
	学級担任以外の教職員が発見した。 (養護教諭、スクールカウンセラー等の相談員を除く。)				
	養護教諭が発見した。				
	スクールカウンセラー等の相談員が発見した。				
	アンケート調査など学校の取組により発見した。				
学校の教職員以外からの情報により発見した。		0	0	0	0
内 訳	本人からの訴え				
	当該児童生徒（本人）の保護者からの訴え				
	児童生徒（本人を除く。）からの情報				
	保護者（本人の保護者を除く。）からの情報				
	地域の住民からの情報				
	学校以外の関係機関（相談機関を含む。）からの情報				
	その他（匿名による投書など）				
計		0	0	0	0

(注1) 各学校種の「計」の欄の件数は、「1. いじめを認知した学校数、いじめの認知件数」の認知件数とそれぞれ一致するようにすること。

(注2) 「学校の教職員等が発見した。」か「学校の教職員以外からの情報により発見した。」のいずれかを選択し、内訳について該当するものを一つ選択すること。

(注3) 高等学校の全定併置校や通信制併設校等は、全日制、定時制、通信制それぞれの数値を合計したものを記入すること。

(注4) 同一児童生徒が調査年度間に複数のいじめを受けた場合、当該年度に最初にいじめが認知されたときの発見のきっかけを記入すること。

6. いじめられた児童生徒の相談の状況

(件)

区分	(1) 小学校	(2) 中学校	(3) 高等学校	(4) 特別支援学校
学級担任に相談した。				
学級担任以外の教職員に相談した（養護教諭、スクールカウンセラー等の相談員を除く。）。				
養護教諭に相談した。				
スクールカウンセラー等の相談員に相談した。				
学校以外の相談機関に相談した（電話相談やメール等も含む。）。				
保護者や家族等に相談した。				
友人に相談した。				
その他の人（地域の人など）に相談した。				
誰にも相談していない。				
計	0	0	0	0

(注1) 複数選択を可とする。

(注2) 学校が当該児童生徒に対するいじめを認知した時点において、当該児童生徒が誰に相談しているのか、該当するものを選択すること。

(注3) 高等学校の全定併置校や通信制併設校等は、全日制、定時制、通信制それぞれの数値を合計したものを記入すること。

7. いじめの態様

(件)

区分	(1) 小学校	(2) 中学校	(3) 高等学校	(4) 特別支援学校
冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。				
仲間はずれ、集団による無視をされる。				
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。				
ひどくぶつかられたりたたかれたり、蹴られたりする。				
金品をたかられる。				
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。				
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。				
パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。				
その他				
計	0	0	0	0

(注1) 複数選択を可とする。

(注2) 1件のいじめであっても、複数の態様に該当する場合には、それぞれの項目に計上すること。

(注3) 高等学校の全定併置校や通信制併設校等は、全日制、定時制、通信制それぞれの数値を合計したものを記入すること。

8. いじめの対応状況

(1) いじめる児童生徒への特別な対応

(件)

区 分		(1) 小学校	(2) 中学校	(3) 高等学校	(4) 特別支援学校
①スクールカウンセラー等の相談員がカウンセリングを行った。					
②校長、教頭が指導した。					
③別室で授業等を行った。 ※(注3)参照					
④年度途中に学級替えをした。					
退学・転学	⑤懲戒処分としての退学 ※(注4)参照				
	⑥その他 ※(注4)参照				
⑦停学 ※(注5)参照					
⑧出席停止 ※(注6)参照		A	B		
⑨自宅学習・自宅謹慎					
⑩訓告 ※(注7)参照					
⑪保護者への報告					
⑫いじめられた児童生徒やその保護者に対する謝罪の指導					
⑬関係機関等との連携	ア 警察等の刑事司法機関等との連携				
	イ 児童相談所等の福祉機関等との連携				
	ウ 首長部局等(イを除く)との連携				
	エ 病院等の医療機関等との連携				
	オ その他の専門的な関係機関との連携				
	カ 地域の人材や団体等との連携				
計		0	0	0	0

(注1) 複数選択を可とする。

(注2) 個々のいじめについて、いじめる児童生徒への対応として実際に行ったもので、該当する項目を選択すること。

(注3) 「③別室で授業等を行った。」とは、いじめられた児童生徒を守る観点から当該児童生徒とは別の教室等で一時的に授業等を行った場合に計上する。
単に事実確認等のために別室で話を聞き、この際に指導した場合は除くこと。

(注4) 「退学・転学」中の「⑤懲戒処分としての退学」とは、校長が学校教育法施行規則第26条に定める懲戒処分としての「退学」であることを明示して行ったものをいう。
「⑥その他」とは、勸奨・申出による退学及び転学である。なお、市町村立学校における「⑤懲戒処分としての退学」の「中学校」の区分については、中等教育学校及び学校教育法施行規則第26条第3項の併設型中学校のみが想定されている。
公立学校における「特別支援学校」の区分については、高等部のみが想定されている（「⑦停学」及び「⑨自宅学習・自宅謹慎」についても同じ）。

(注5) 「⑦停学」とは、校長が学校教育法施行規則第26条に定める懲戒処分としての「停学」であることを明示して行ったものをいう。

(注6) 「⑧出席停止」とは、学校教育法第35条、第49条又は第49条の8に基づく措置をいう。

(注7) 「⑩訓告」とは、校長が学校教育法施行規則第26条に定める懲戒処分としての「訓告」であることを明示して行ったものをいう。事実上の懲戒として行われる単なる「叱責」等はこれに含まない。

(注8) 高等学校の全定併置校や通信制併設校等は、全日制、定時制、通信制それぞれの数値を合計したものを記入すること。

(2) いじめられた児童生徒への特別な対応

(件)

区 分		(1) 小学校	(2) 中学校	(3) 高等学校	(4) 特別支援学校
①スクールカウンセラー等の相談員が継続的にカウンセリングを行った。					
②別室の提供や常時教職員が付くなどして、心身の安全を確保した。					
③緊急避難として欠席させた。					
④学級担任や他の教職員等が家庭訪問を実施した。					
⑤年度途中に学級替えをした。					
⑥当該いじめについて、教育委員会と連携して対応した。					
⑦児童相談所等の関係機関と連携して対応した。(サポートチームなども含む。)					
⑧関係機関等との連携	ア 警察等の刑事司法機関等との連携				
	イ 首長部局等(⑦を除く)との連携				
	ウ 病院等の医療機関等との連携				
	エ その他の専門的な関係機関との連携				
	オ 地域の人材や団体等との連携				
計		0	0	0	0

- (注1) 複数選択を可とする。
- (注2) 個々のいじめについて、いじめられた児童生徒への対応として実際に行ったもので、該当する項目を選択すること。
- (注3) 高等学校の全定併置校や通信制併設校等は、全日制、定時制、通信制それぞれの数値を合計したものを記入すること。

9. 学校におけるいじめの問題に対する日常の取組

(校)

区 分	(1) 小学校	(2) 中学校	(3) 高等学校	(4) 特別支援学校
①ー1 職員会議等を通じて、いじめの問題について教職員間で共通理解を図った。				
①ー2 いじめの問題に関する校内研修会を実施した。 ※(注4)参照				
② 道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行った。				
③ 児童・生徒会活動等を通じて、いじめの問題を考えさせたり、児童・生徒同士の人間関係や仲間作りを促進したりした。				
④ スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して教育相談体制の充実を図った。				
⑤ 教育相談の実施について、学校以外の相談窓口の周知や広報の徹底を図った。				
⑥ 学校・警察連絡員の指定を行った。 ※(注5)参照				
⑦ 学校いじめ防止基本方針をホームページに公表するなど、保護者や地域住民に周知し、理解を得よう努めた。				
⑧ 保護者やPTAなどとともに、いじめの問題について協議する機会を設けた。				
⑨ 地域の人材や団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設けた。				
⑩ いじめの問題に対し、警察署や児童相談所など地域の関係機関と連携協力を図った。				
⑪ インターネットを通じて行われるいじめの防止及び効果的な対処のための啓発活動を実施した。				
⑫ 学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して機能しているか点検し、必要に応じて見直しを行った。				
⑬ いじめ防止対策推進法第22条に基づく、いじめ防止等の対策のための組織を招集した。 ※(注6)参照				
計	0	0	0	0

(注1) 複数選択を可とする。ただし、1校において、同じ区分の取組を複数回実施している場合でも、1校と数える。

(注2) 高等学校の全定併置校や通信制併設校等においては、全日制、定時制、通信制それぞれ1校として別々に計上すること。

(注3) いじめを認知した、認知していないにかかわらず、全ての学校において回答すること。

(注4) 選択肢「①ー2 いじめの問題に関する校内研修会を実施した。」における研修会については、いじめの問題に特化して実施した場合も、生徒指導等の研修の中でいじめの問題にも触れて実施した場合も計上すること。

(注5) 警察との日常的な情報共有・相談体制を構築するため、学校・警察双方において、連絡窓口となる担当職員について指定した場合に計上すること。

(注6) 選択肢「⑬ いじめ防止対策推進法第22条に基づく、いじめ防止等の対策のための組織を招集した。」については、いじめ防止対策推進法第22条において、学校に、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため中核となる組織を置くことが義務付けられていることを踏まえ、いじめの未然防止や早期発見・事案対処、学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組等のために、この条文に基づく組織を招集した場合に計上すること。

10. いじめの日常の実態把握のために、学校が直接児童生徒に対し行った具体的な方法について

(校)

区 分			(1) 小学校		(2) 中学校		(3) 高等学校		(4) 特別支援学校	
			いじめを認知した学校 (A)	いじめを認知していない学校 (B)	いじめを認知した学校 (A)	いじめを認知していない学校 (B)	いじめを認知した学校 (A)	いじめを認知していない学校 (B)	いじめを認知した学校 (A)	いじめを認知していない学校 (B)
(1) アンケート調査の実施										
① 実施頻度 ※(注5)参照	ア 年1回									
	イ 年2～3回									
	ウ 年4回以上									
② 調査方法 ※(注6)参照	ア 記名式									
	イ 無記名式									
	ウ 記名・無記名の選択式									
③ 回答方法 ※(注7)参照	ア 学校で記入									
	イ 持ち帰って記入									
(2) 個別面談の実施										
(3) 「個人ノート」や「生活ノート」といった ような教職員と児童生徒との間で日常的に 行われている日記等										
(4) 家庭訪問										
(5) その他										
(6) 計			0	0	0	0	0	0	0	0

(注1) 「1. いじめを認知した学校数、いじめの認知件数」において、いじめを認知したと回答した学校は(A)に、いじめを認知していないと回答した学校は(B)にそれぞれ記入すること。

(注2) 複数選択を可とする。ただし、1校において、同じ区分の取組を複数回実施している場合、1校と数える。

(注3) いじめの実態把握のためだけに行ったものでなくてもよい。

(注4) 高等学校の全定併置校や通信制併設校等においては、全日制、定時制、通信制それぞれ1校として別々に計上すること。

(注5) 「(1) アンケート調査の実施 ①実施頻度」について、学年によってアンケート調査の実施回数異なる等、学校内の実施頻度が異なる場合は、特定の児童生徒だけに複数回実施するなどの学校として日常の実態把握とはいえない場合を除いて、回数の多い方で数える。

(注6) 「(1) アンケート調査の実施 ②調査方法」については、年間に複数回アンケートを実施する場合においては、複数選択を可とする。また、「記名・無記名の選択式」とは、記名とするか無記名とするかをアンケート記入者が選択できる方法を指す。

(注7) 「(1) アンケート調査の実施 ③回答方法」については、年間に複数回アンケートを実施する場合においては、複数回答を可とする。

1 1. いじめ防止対策推進法に関して

(1) いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」について

調査票上、「いじめ防止対策推進法」を「法」と記載する。

区分	〔1〕 法第28条第1項に規定する「重大事態」が発生した学校数（校）	〔2〕法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数（件）										〔3〕法第28条第1項に規定する「重大事態」の調査主体（件）																			
		① うち、法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」について					② うち、法第28条第1項第2号に規定する「重大事態」について					当該学校が調査主体となった件数				当該学校の設置者（当該学校以外）が調査主体となった件数				調査主体を検討中の件数											
		※第1号重大事態の発生件数	ア 重大な被害の態様				イ 調査状況				※第2号重大事態の発生件数	ア 調査状況				うち、法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」の発生件数	うち、法第28条第1項第2号に規定する「重大事態」の発生件数	うち、法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」の発生件数	うち、法第28条第1項第2号に規定する「重大事態」の発生件数	うち、法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」の発生件数	うち、法第28条第1項第2号に規定する「重大事態」の発生件数	うち、法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」の発生件数	うち、法第28条第1項第2号に規定する「重大事態」の発生件数								
			(ア) 生命	(イ) 身体	(ウ) 精神	(エ) 金品等	(ア) 調査済みの件数	(イ) 調査中の件数	(ア) 調査済みの件数	(イ) 調査中の件数		うち、調査を行うための組織が第三者のみで構成されている件数	うち、調査を行うための組織が第三者のみで構成されている件数	うち、調査を行うための組織が第三者のみで構成されている件数	うち、調査を行うための組織が第三者のみで構成されている件数																
																								調査の結果		調査の結果					
小学校																															
中学校																															
高等学校																															
特別支援学校																															

(注1) 本項目は、法第28条第1項において、学校の設置者又はその設置する学校は、重大事態に対処するために調査を行うものとする規定されているため、当該調査の実施状況を把握するものである。
当該項目には、令和6年度間に発生した（当該地方公共団体の長（文部科学大臣）への報告を行った）「重大事態」の状況について記入すること（令和6年度間で発生した「重大事態」のうち、調査が終了したものだけでなく、調査が継続しているものも計上すること。）。

(注2) 法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」、同項第2号に規定する「重大事態」は「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」である。
いじめ「により」とあること、また「疑いがあると認めるとき」とあることから、「いじめ」と「当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた」こと又は「当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている」こととの間に因果関係が存在する可能性があれば、重大事態が発生したものと扱うこと。

(注3) 「いじめ防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文部科学大臣決定、平成29年3月14日改定）で示されているように、児童生徒や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申立てがあったものについても、重大事態の発生件数とすること。

(注4) 「重大な被害の態様」については、最も重大と考えられるものを一つ選択して回答する。

(注5) 「調査状況」について、令和6年度中に発生した「重大事態」のうち、調査主体が決定する前に令和7年度になったものは、「調査中の件数」とすること。

(注6) 1件の「重大事態」が、法第28条第1項第1号及び同第2号の両方に該当する場合は、それぞれの項目に記入すること。

(注7) 「〔3〕法第28条第1項に規定する「重大事態」の調査主体」について、令和6年度中に発生した「重大事態」のうち、調査主体が決定する前に令和7年度になったものは、「〔3〕法第28条第1項に規定する「重大事態」の調査主体」は、「重大事態の発生件数のうち、調査主体を検討中の件数」とすること。

(注8) 「調査を行うための組織が第三者のみで構成されている件数」の「第三者」とは、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者をいう。したがって、この件数には、学校や教育委員会等の職員が構成員となっているものは含まれない。

区分	〔４〕 重大な被害を把握する以前のいじめの対応状況 （件） ※(注９)参照										〔５〕 法第２８条第１項に規定する「重大事態」のうち、同法第３０条第２項及び同法第３１条第２項に規定する調査の結果について調査（再調査）を行った件数（件）				
	いじめとして認知していた						いじめとして認知していなかった						地方公共団体の長等において調査の結果について調査（再調査）を行った件数		
	いじめの解消に向けて取組中だった		いじめは解消したと判断していた		いじめに該当し得るトラブル等の情報があった		いじめに該当し得るトラブル等の情報がなかった								
	うち、法第２８条第１項第１号に規定する「重大事態」の件数	うち、法第２８条第１項第２号に規定する「重大事態」の件数	うち、法第２８条第１項第１号に規定する「重大事態」の件数	うち、法第２８条第１項第２号に規定する「重大事態」の件数	うち、法第２８条第１項第１号に規定する「重大事態」の件数	うち、法第２８条第１項第２号に規定する「重大事態」の件数	うち、法第２８条第１項第１号に規定する「重大事態」の件数	うち、法第２８条第１項第２号に規定する「重大事態」の件数	うち、法第２８条第１項第１号に規定する「重大事態」の発生件数	うち、法第２８条第１項第２号に規定する「重大事態」の発生件数					
小学校															
中学校															
高等学校															
特別支援学校															

(注9) 「〔4〕 重大な被害を把握する以前のいじめの対応状況」は、「〔2〕 法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数」に計上した「重大事態」について、重大な被害が生じた疑いがあると把握する以前に、学校がいじめとして認知していたかどうか、該当する状況の一つ選択して回答する。「重大事態」調査を実施することを決めた時点や「重大事態」調査を開始した時点でいじめとして認知していた場合も、重大な被害が生じた疑いがあると把握する以前にいじめとして認知していなかった場合には、「いじめとして認知していなかった」に計上すること。

なお、いじめとして認知した年度が、「重大事態」調査を実施した年度とは異なる場合であっても、重大な被害が生じた疑いがあると把握する以前にいじめとして認知していた場合には「いじめとして認知していた」に計上すること。

(注10) 「〔5〕 法第28条第1項に規定する「重大事態」のうち、同法第30条第2項及び同法第31条第2項に規定する調査の結果について調査（再調査）を行った件数」については、「令和6年度に再調査したもの」を計上する。なお、令和6年度末において調査中のものも含める。（再調査の性格上、重大事態として計上された年度にかかわらず、再調査が行われた年度で計上する。）

調査Ⅱ 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校におけるいじめの状況等

1 1. いじめ防止対策推進法に関して

(2) いじめ防止対策推進法第12条に規定する「地方いじめ防止基本方針」を策定した自治体数 (市町村教育委員会のみ回答) (市町村)

区 分	(1) 策定済	(2) 策定に向けて 検討中	(3) 策定するかど うかを検討中	(4) 策定しない	(5) 計
市町村					0

(注) 令和7年3月31日現在の当該地方公共団体の状況について、教育委員会において記入すること。

(3) いじめ防止対策推進法第14条第1項に規定する「いじめ問題対策連絡協議会」を設置した自治体数 (都道府県・市町村教育委員会のみ回答) (都道府県・市町村)

区 分	(1) 条例による設 置	(2) 条例による設 置ではないが、法の 趣旨を踏まえた会議 体を設置	(3) 設置に向けて 検討中	(4) 設置するかど うかを検討中	(5) 設置しない	(6) 計
都道府県						0
市町村						0

(注) 令和7年3月31日現在の当該地方公共団体の状況について、教育委員会において記入すること。

(4) いじめ防止対策推進法及びいじめ防止基本方針に基づき、条例により、「重大事態」の調査又は再調査を行うための機関を設置した自治体数 (都道府県・市町村教育委員会のみ回答)

(都道府県・市町村)

区 分			(1) 設置済	(2) 設置に向けて 検討中	(3) 設置するかど うかを検討中	(4) 設置しない	(5) 計
都道府県	教育委員会の附属機関 (いじめ防止対策推進法第14条第3項)						0
	地方公共団体の 長の附属機関	いじめ防止対策推進法第30条第2項の調査を行うための附属機関 (公立)					0
		いじめ防止対策推進法第31条第2項の調査を行うための附属機関 (私立)					0
市町村	教育委員会の附属機関 (いじめ防止対策推進法第14条第3項)						0
	地方公共団体の長の附属機関						0

(注1) 令和7年3月31日現在の当該地方公共団体の状況について、教育委員会において記入すること。

(注2) 都道府県における地方公共団体の長の附属機関は、現に担当する部署と十分に協議の上、教育委員会において記入すること。

1 2. いじめの問題により就学校の指定変更等を行った市町村数及び児童生徒数 (市町村教育委員会のみ回答)

(人)

小学校	
中学校	
特別支援学校小学部	
特別支援学校中学部	

市町村数	0 (市町村)
------	---------

(注1) 令和6年度に、いじめの問題により、就学校の指定変更又は区域外就学の受入れを認めた事例のある市町村数及び児童数・生徒数を記入すること。
また、児童生徒数については、1人の児童生徒について、年度内に複数回、就学校の指定の変更等を行った場合、延べ数を記入すること。

(注2) 「市町村数」については、市町村教育委員会にあっては、該当する事例のある場合のみ「1」を記入すること。

(注3) 市町村を越えての就学校の指定変更等、1人の児童生徒に対して複数の市町村が関与している場合、市町村数については、当該指定変更等の主体となった市町村一つのみ数えること。

調査Ⅲ 小学校及び中学校における長期欠席の状況等

1. 長期欠席者の状況（理由別長期欠席者数） (人)

学年	小学校									中学校										
	病気	経済的 理由	不登校（A）						その他	合計	病気	経済的 理由	不登校（A）						その他	合計
			(A)のう ち、前回調 査でも不登 校に計上さ れていた者	(A)のう ち、50日 以上欠席 している 者	うち、90 日以上欠 席してい る者	うち、出 席日数が 10日以下 の者	うち、出 席日数が 0日の者	(A)のう ち、前回調 査でも不登 校に計上さ れていた者					(A)のう ち、50日 以上欠席 している 者	うち、90 日以上欠 席してい る者	うち、出 席日数が 10日以下 の者	うち、出 席日数が 0日の者				
1 年									0										0	
2 年									0										0	
3 年									0										0	
4 年									0											
5 年									0											
6 年									0											
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

（注）小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程を含む。

2. 不登校児童生徒の在籍学校数 (校)

不登校在籍学校数	小学校	0	中学校	0
----------	-----	---	-----	---

（注1） 「長期欠席者の状況（理由別長期欠席者数）」については、

- ① 令和7年3月31日現在の在学者のうち、「児童・生徒指導要録」の「欠席日数」欄の日数により、令和6年度間に30日以上欠席した（連続したものであるか否かを問わない）児童生徒数をそれぞれ理由別に記入する。
なお、「児童・生徒指導要録」の「出欠の記録」欄のうち、「備考」欄に、校長が出席扱いとした日数が記載されている場合は、その日数についても欠席日数として含める。
ただし、令和6年4月1日現在で15歳以上の者については、1年間にわたり居所不明又は全く出席しなかった場合は除外する。それぞれの項目については、以下の具体例を参考にすること。
- ② 当該児童生徒が令和6年度中に転学した場合は、令和6年度間の状況について、令和7年3月31日現在在籍する学校において記入する。
- ③ 理由は次によることとする。また、理由が二つ以上あるときは、主な理由を一つ選び記入する。

- 「病気」： 本人の心身の故障等（けがを含む。）により、入院、通院、自宅療養等のため、長期欠席した者の数。（自宅療養とは、医療機関の指示がある場合のほか、自宅療養を行うことが適切であると児童生徒本人の周囲の者が判断する場合も含む。）
- 「経済的理由」： 家計が苦しく教育費が出せない、児童生徒が働いて家計を助けなければならない等の理由で長期欠席した者の数。
- 「不登校」： 何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者（ただし、「病気」や「経済的理由」による者を除く。）の数。

- *「不登校」の具体例
 - ・友人関係又は教職員との関係に課題を抱えているため登校しない（できない）。
 - ・遊ぶためや非行グループに入っていることなどのため登校しない。
 - ・無気力でなんとなく登校しない。迎えに行ったり強く催促したりすると登校するが長続きしない。
 - ・登校の意志はあるが身体の不調を訴え登校できない。漠然とした不安を訴え登校しないなど、不安を理由に登校しない（できない）。

- 「その他」： 上記「病気」、「経済的理由」、「不登校」のいずれにも該当しない理由により長期欠席した者の数。

- *「その他」の具体例
 - ・保護者の教育に関する考え方、登校についての無理解、家族の介護、家事手伝いなどの家庭の事情から長期欠席している者
 - ・外国での長期滞在、国内・外への旅行のため、長期欠席している者
 - ・連絡先が不明なまま長期欠席している者
 - ・感染症の回避（ただし、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として、指導要録上、「出席停止・忌引き等の日数」の欄に記入し、欠席とはしないとされた者を除く。）

（注2） 「不登校（A）」における「うち、50日以上欠席している者」、「うち、90日以上欠席している者」、「うち、出席日数が10日以下の者」、「うち、出席日数が0日の者」については、該当する全ての欄に計上する。
（例）出席日数が0日の者であれば、「うち、50日以上欠席している者」、「うち、90日以上欠席している者」、「うち、出席日数が10日以下の者」、「うち、出席日数が0日の者」の欄に計上する。

（注3） 「不登校（A）」における「(A)のうち、前回調査でも不登校に計上されていた者」は、前年度においても不登校に該当した児童生徒を把握するものであり、中学1年の生徒や転入してきた児童生徒であって「不登校（A）」に該当する児童生徒については、前年度の在籍校における状況を確認の上、記入すること。

3. 不登校児童生徒について把握した事実

本項目は、学級担任など当該児童生徒の状況を最も把握することができる教職員が、本人や保護者、スクールカウンセラー等の専門家に確認した上で記入することが望ましい。

(人)

区分 学校種		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
		いじめの被害の情報や相談があった。	いじめ被害を除く友人関係をめぐる問題の情報や相談があった。	教職員との関係をめぐる問題の情報や相談があった。	学業の不振や頻繁な宿題の未提出が見られた。	学校のきまり等に関する相談があった。	入学、転編入学、進級時の不適応による相談があった。	家庭生活の変化に関する情報や相談があった。	親子の関わり方に関する問題の情報や相談があった。	生活リズムの不調に関する相談があった。	あそび、非行に関する情報や相談があった。	学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった。	不安・抑うつとの相談があった。	障害（疑い含む）に起因する特別な教育的支援の求めや相談があった。	個別の配慮（13以外）についての求めや相談があった。	左記に該当なし
小学校	不登校児童生徒について把握した事実 (複数回答可)															
中学校	不登校児童生徒について把握した事実 (複数回答可)															

- (注1) 「1. 長期欠席者の状況」における「不登校」と回答した不登校児童生徒全員につき、必ず1つ以上回答すること。なお、該当する不登校児童生徒について、令和6年度以前に把握した事実も回答すること。
- (注2) 「相談」は、学級担任等の教職員やスクールカウンセラー等の相談員等と本人や保護者との相談である。
- (注3) 「不登校児童生徒について把握した事実」については、該当する児童生徒について当てはまる項目を全て回答すること。
調査票の「区分」については、具体的に次のようなものが考えられる。

< 具体例 >

- 1 いじめの被害の情報や相談・・・本調査に定義するいじめ被害の事実を把握した情報や当該児童生徒や保護者からのいじめ被害に関する相談
- 2 いじめ被害を除く友人関係をめぐる問題の情報や相談・・・仲違い、友人が極端に少ない、友人間の問題に関する情報や相談
- 3 教職員との関係をめぐる問題の情報や相談・・・教職員への反抗や反発、教職員から厳しい叱責や注意に関する情報や相談
- 4 学業の不振や頻繁な宿題の未提出・・・成績の不振、授業が分からない、試験が嫌い、宿題の過半数が未提出
- 5 学校のきまり等に関する相談・・・制服を着たくない、給食を食べたくない、学校行事に参加したくないことに関する相談
- 6 入学、転編入学、進級時の不適応による相談・・・転編入学しなかった、クラス替えが自分の願う学級編成や担任ではなかったことに関する相談
- 7 家庭生活の変化に関する情報や相談・・・両親の離婚、親の単身赴任、家族の病気に関する情報や相談
- 8 親子の関わり方に関する問題の情報や相談・・・親の叱責、親の言葉・態度への反発、親の過干渉・放任に関する情報や相談
- 9 生活リズムの不調に関する相談・・・朝起きられない、夜眠れない、就寝起床時間が定まらないことに関する相談
- 10 あそび、非行に関する情報や相談・・・非行グループに入り非行行為を行うことに関する情報や相談
- 11 学校生活に対してやる気が出ない等の相談・・・無気力で登校したくないことに関する相談
- 12 不安・抑うつとの相談・・・登校の意志はあるが、漠然とした不安や気持ちの落ち込みにより登校しない（できない。）ことに関する相談
- 13 障害（疑いを含む）に起因する特別な教育的支援の求めや相談・・・特別支援学級への在籍、通級指導の利用、特別支援教育支援員の配置、その他の合理的配慮に関する求めや相談
- 14 個別の配慮（13以外）についての求めや相談・・・日本語指導が必要、特定分野に特異な才能を有する、性に関する違和感、感覚過敏に関する求めや相談
- 15 左記に該当なし・・・本人や保護者等に確認した上で、上記のような情報や相談について把握していない

4. 相談・指導等を受けた学校内外の機関等

(1) 学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けた実人数 (人)

区分		小学校			中学校		
		*1うち、 50日以上	*2うち、 90日以上		*1うち、 50日以上	*2うち、 90日以上	
学校外	(1) ①～⑦の機関等での相談・指導等を受けた実人数						
	(a)「指導要録上出席扱い」となった実人数						
	① 教育支援センター	(a)「指導要録上出席扱い」となった人数					
	(b) (a)のうち、学校外の公的機関等に通所する場合の通学定期乗車券制度の適用を受けた人数						
	② 教育委員会及び教育センター等 教育委員会所管の機関 (①を除く)	(a)「指導要録上出席扱い」となった人数					
	(b) (a)のうち、学校外の公的機関等に通所する場合の通学定期乗車券制度の適用を受けた人数						
	③ 児童相談所、福祉事務所	(a)「指導要録上出席扱い」となった人数					
	④ 保健所、精神保健福祉センター	(a)「指導要録上出席扱い」となった人数					
	⑤ 病院、診療所	(a)「指導要録上出席扱い」となった人数					
	⑥ 民間団体、民間施設	(a)「指導要録上出席扱い」となった人数					
	(b) (a)のうち、学校外の公的機関等に通所する場合の通学定期乗車券制度の適用を受けた人数						
	⑦ 上記以外の機関等	(a)「指導要録上出席扱い」となった人数					
	(2) ①～⑦の機関等での相談・指導等を受けていない人数						
	(3) (1)、(2)の合計	0	0	0	0	0	0
学校内	(4) ⑧、⑨による相談・指導等を受けた実人数						
	⑧ 養護教諭による専門的な指導を受けた人数						
	⑨ スクールカウンセラー、相談員等による専門的な相談を受けた人数						
	(5) 上記⑧、⑨による相談・指導等を受けていない人数						
	(6) (4)、(5)の合計	0	0	0	0	0	0
(7) 上記①～⑦、⑧、⑨による相談・指導等を受けていない人数							

- (注1) ①～⑦、⑧、⑨の区分は複数回答を可とする。*1*2の欄は、各回答の内数として、それぞれ、「不登校のうち、50日以上欠席している者」「不登校のうち、90日以上欠席している者」について計上すること。
- (注2) (1)の欄には①～⑦の機関等のいずれか1箇所以上で相談・指導等を受けたことがある実人数を記入する。(3)の欄は不登校児童生徒数と一致する。
- (注3) (4)の欄には⑧、⑨のいずれか又は両方で相談・指導等を受けたことがある実人数を記入する。(6)の欄は不登校児童生徒数と一致する。
- (注4) (7)の欄には、学校外で(2)の「①～⑦の機関等での相談・指導等を受けていない人数」に該当し、かつ、学校内で(5)の「⑧、⑨による指導等を受けていない人数」に該当する児童生徒の人数を記入する。
- (注5) (a)の欄については、当該機関等で相談・指導等を受けた者のうち、「指導要録上出席扱い」となった人数について記入する。
- (注6) (b)の欄については、(a)の欄に計上された者のうち、学校外の公的機関等に通所する場合の通学定期乗車券制度が適用された人数を記入する。
- (注7) 「教育支援センター」とは、不登校児童生徒等に対する指導を行うために教育委員会が、教育センター等学校以外の場所や学校の余裕教室等において、社会的自立を支援するため、児童生徒の在籍校と連携をとりつつ、個別カウンセリング、集団での指導、教科指導等を組織的、計画的に行う組織として設置したものをいう。 (「適応指導教室」の呼称により設置された施設も含む。)
なお、教育相談室のように単に相談を行うだけの施設は含まない。
- (注8) 「民間団体、民間施設」とは、令和元年10月25日付け元文科初第698号通知「不登校児童生徒への支援の在り方について」の別添3「民間施設についてのガイドライン(試案)」を参考とし、不登校児童生徒の不適應等に対する相談・指導を行うことを主目的として設置された民間の団体、施設をいう。なお、学習塾のように単に学習活動を行うだけの施設は含まない。

(2) 学校内外の機関等で専門的な相談指導等を受けていない不登校児童生徒のうち、教職員から継続的な相談・指導等を受けていた実人数 (人)

区分		小学校			中学校		
		*1うち、 50日以上	*2うち、 90日以上		*1うち、 50日以上	*2うち、 90日以上	
(7) 上記①～⑦、⑧、⑨による相談・指導等を受けていない人数のうち、教職員から継続的な相談・指導等を受けていた人数							

- (注1) 回答欄の人数は、(7)の欄の人数の内数となる。
- (注2) *1*2の欄は、回答の内数として、それぞれ、「不登校のうち、50日以上欠席している者」「不登校のうち、90日以上欠席している者」について計上すること。
- (注3) 「教職員」とは、学級担任や学年主任等、当該児童生徒と一定の関わりを持つ教職員のうち、(1)⑧養護教諭や⑨スクールカウンセラー、相談員等を除いた者をいう。
- (注4) 「継続的な相談・指導等」とは、不登校であった期間を通して、週に1回程度以上、家庭訪問や電話等により当該児童生徒本人への相談や指導等を行うことをいう。

5. 不登校児童生徒への指導結果状況 (人)

区分	(1) 小学校	(2) 中学校
指導の結果登校する又はできるようになった児童生徒		
指導中の児童生徒		
計	(i) 0	(ii) 0

(注1) 令和6年度1年間の指導結果を対象とし、「指導の結果登校する又はできるようになった児童生徒」とは、各学校が、以下の例を参考に、個々の児童生徒の状況に応じて判断し、継続的に登校できるようになったと認めた者をいう。

- ・1学期中は全く登校できなかったが、教育支援センターでの支援を受ける中で、特定の教科の学習に興味を持てるようになり、3学期には、興味がある教科の授業がある日は登校できるようになった。
- ・中学3年生で2学期の前半までは月に1回程度しか登校できなかったが、担任が家庭訪問を繰り返す中で将来の進路などを自ら考えるようになり、その後、週に1回程度は登校するようになった。

(注2) (i)、(ii)の人数は、「1. 長期欠席者の状況」の「不登校(A)」の人数とそれぞれ一致するようにすること。

6. 不登校児童生徒のうち自宅におけるICT等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとした児童生徒数 (人)

区分	(1) 小学校	(2) 中学校
指導要録上出席扱いとした児童生徒数(a)		
(a)のうち「4」の機関等においても指導要録上の出席扱いを受けた児童生徒数		

(注1) 不登校児童生徒のうち、令和元年10月25日付け元文科初第698号通知「不登校児童生徒への支援の在り方について」に基づいて、「指導要録上の出席扱いとした児童生徒数」について実人数を記入する。

(注2) 「(a)のうち『4』の機関等においても指導要録上の出席扱いを受けた児童生徒数」については、自宅におけるICT等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとした児童生徒のうち、学校16頁の機関等においても指導要録上の出席扱いを受けた児童生徒数を記入する。

7. 不登校児童生徒が欠席期間中に行った学習の成果に係る成績評価について (人)

区分	(1) 小学校	(2) 中学校
A 不登校児童生徒の成績評価にあたって、学校教育法施行規則第57条第2項等や関係告示に基づき①～⑤における学習の成果を反映した実人数		

(注1) ①～⑤の区分は複数回答を可とする。各回答の内数として、それぞれ、(a)の欄、(b)の欄について計上すること。(a)の欄、(b)の欄についても複数回答を可とする。

(注2) Aの欄には、不登校児童生徒の成績評価にあたって、学校教育法施行規則第57条第2項等や関係告示に基づき①～⑤のいずれか1箇所以上における学習の成果を反映した実人数を記入する。

Bの欄には、不登校児童生徒の成績評価にあたって、学校教育法施行規則第57条第2項等や関係告示に基づき、当該機関等における学習の成果を反映した実人数を記入する。

(注3) (a)の欄については、学校教育法施行規則第57条第2項等や関係告示に基づき成績評価を行った者のうち、「児童・生徒指導要録」の各教科の「観点別学習状況の評価」、「評定」等に当該機関等での学習の成果について反映した人数を記入する。なお、各教科の「観点別学習状況の評価」、「評定」等の一部に反映した場合も含む。

(注4) (b)の欄については、学校教育法施行規則第57条第2項等や関係告示に基づき成績評価を行った者のうち、「児童・生徒指導要録」の「総合所見及び指導上参考となる諸事項」に当該機関等での学習の成果について反映した人数を記入する。

(注5) 「教育支援センター」とは、不登校児童生徒等に対する指導を行うために教育委員会が、教育センター等学校以外の場所や学校の余裕教室等において、社会的自立を支援するため、児童生徒の在籍校と連携をとりつつ、個別カウンセリング、集団での指導、教科指導等を組織的、計画的に行う組織として設置したものをいう。（「適応指導教室」の呼称により設置された施設も含む。）

なお、教育相談室のように単に相談を行うだけの施設は含まない。

(注6) 「民間団体、民間施設」とは、令和元年10月25日付け元文科初第698号通知「不登校児童生徒への支援の在り方について」の別添3「民間施設についてのガイドライン（試案）」を参考とし、不登校児童生徒の不適応等に対する相談・指導を行うことを主目的として設置された民間の団体、施設をいう。なお、学習塾のように単に学習活動を行うだけの施設は含まない。

調査Ⅲ 小学校及び中学校における長期欠席の状況等

8. 都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置する「教育支援センター」の状況（都道府県・市町村教育委員会のみ回答）

区分		(1) 都道府県教育委員会 が設置	(2) 市町村教育委員会 が設置
設置数 (箇所)			
指導員数 (人)	常勤		
	非常勤		
	計	0	0

- (注1) 同一自治体が、指導形態の違う二つ以上の教育支援センターを設置している場合（例えば、フルタイムで指導を行うものと、放課後の時間帯のみ指導を行うものをそれぞれ設置している場合）や、同一の名称ながら運営が独立している場合（例えば、「ふれあい教室」という同一名称、同一事業であっても、複数の場所において独立して教室が運営されている場合）は、そのそれぞれについて、数えることとする。
- (注2) 「市町村教育委員会」には、市町村教育委員会のほか、区及び組合等の教育委員会も含む。
- (注3) 「常勤指導員数」とは、地方自治法第204条により給料等を支給される者の数とし、「非常勤指導員数」とは同法第203条の2により報酬の支給と費用弁償を受ける者の数とする。ただし、教育委員会が設置し運営を民間団体等に委託している教育支援センターにおいて、委託先団体が指導員を配置している場合には、フルタイムで勤務している場合には「常勤」、そうでない場合には「非常勤」に計上すること。
- (注4) 「(1) 都道府県教育委員会が設置」の欄については、都道府県教育委員会が記入すること（市区町村教育委員会においては記入不要）。

調査Ⅳ 高等学校における長期欠席の状況等

1. 長期欠席者の状況（理由別長期欠席者数）(人)

学年	全日制											定時制																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	病気	経済的 理由	不登校（A）								その他	合計	病気	経済的 理由	不登校（A）								その他	合計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
(A)のう ち、前回 調査でも 不登校と して計上 されてい た者	(A)のう ち、中退	(A)のう ち、原級 留置	(A)のう ち、50日 以上欠席 している 者	うち、90 日以上欠 席してい る者	うち、出 席日数が 10日以下 の者	うち、出 席日数が 0日の者	(A)のう ち、前回 調査でも 不登校と して計上 されてい た者	(A)のう ち、中退	(A)のう ち、原級 留置	(A)のう ち、50日 以上欠席 している 者	うち、90 日以上欠 席してい る者	うち、出 席日数が 10日以下 の者	うち、出 席日数が 0日の者																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
1 年																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								</

2. 不登校生徒の在籍学校数(校)

不登校在籍学校数	全日制	0
	定時制	0

- (注1) 「長期欠席者の状況（理由別長期欠席者数）」については、
- ① 「生徒指導要録」の「欠席日数」欄の日数により、令和6年度間に30日以上（連続したものであるか否かを問わない）生徒数をそれぞれ理由別に記入する。
なお、「生徒指導要録」の「出欠の記録」欄のうち、「備考」欄に、校長が出席扱いとした日数が記載されている場合は、その日数についても欠席日数として含める。

② 当該生徒が令和6年度中に転学した場合は、令和6年度間の状況について、令和7年3月31日現在在籍する学校において記入する。

③ 本調査においては、休学中は欠席日数に含まない。

④ 理由は次によることとする。また、理由が二つ以上あるときは、主な理由を一つ選び記入する。

○「病気」：

本人の心身の故障等（けがを含む。）により、入院、通院、自宅療養等のため、長期欠席した者の数。（自宅療養とは、医療機関の指示がある場合のほか、自宅療養を行うことが適切であると生徒本人の周囲の者が判断する場合も含む。）

○「経済的理由」：

家計が苦しく教育費が出せない、生徒が働いて家計を助けなければならない等の理由で長期欠席した者の数。

○「不登校」：

何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者（ただし、「病気」や「経済的理由」による者を除く。）の数。

*「不登校」の具体例

・友人関係又は教職員との関係に課題を抱えているため登校しない（できない）。
・遊ぶためや非行グループに入っていることなどのため登校しない。
・無気力でなんとなく登校しない。迎えに行ったり強く催促したりすると登校するが長続きしない。
・登校の意志はあるが身体の不調を訴え登校できない。漠然とした不安を訴え登校しないなど、不安を中心とした理由のため登校しない（できない）。

○「その他」：

上記「病気」、「経済的理由」、「不登校」のいずれにも該当しない理由により長期欠席した者の数。

*「その他」の具体例

・保護者の教育に関する考え方、登校についての無理解、家族の介護、家事手伝いなどの家庭の事情から長期欠席している者
・外国での長期滞在、国内・外への旅行のため、長期欠席している者
・連絡先が不明なまま長期欠席している者
・感染症の回避（ただし、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として、指導要録上、「出席停止・忌引き等の日数」の欄に記入し、欠席とはしないとされた者を除く。）

(注2) 「不登校（A）」における「中退」「原級留置」の欄には、不登校に該当する者のうち、令和6年度中に中途退学または原級留置の措置になった者について記入する。

(注3) 「不登校（A）」における「うち、50日以上欠席している者」、「うち、90日以上欠席している者」、「うち、出席日数が10日以下の者」、「うち、出席日数が0日の者」については、該当する全ての欄に計上する。
(例) 出席日数が0日の者であれば、「うち、50日以上欠席している者」、「うち、90日以上欠席している者」、「うち、出席日数が10日以下の者」、「うち、出席日数が0日の者」の欄に計上する。

(注4) 「不登校（A）」における「(A)のうち、前回調査でも不登校に計上されていた者」は、前年度においても不登校に該当した生徒を把握するものであり、高校1年の生徒や転入してきた生徒であって「不登校（A）」に該当する児童生徒については、前年度の在籍校における状況を確認の上、記入すること。

(注5) 高等学校には、中等教育学校後期課程を含む。

学校18頁

令和6年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査

3. 不登校生徒について把握した事実

本項目は、学級担任など当該生徒の状況を最も把握することができる教職員が、本人や保護者、スクールカウンセラー等の専門家に確認した上で記入することが望ましい。(人)

区分 学校種		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
		いじめの被害の情報や相談があった。	いじめ被害を除く友人関係をめぐる間	教職員との関係をめぐる問題の情報や	学業の不振や頻繁な宿題の未提出が見	学校のきまり等に関する相談があつ	入学、転編入学、進級時の不適応によ	家庭生活の変化に関する情報や相談が	親子の関わり方に関する問題の情報や	生活リズムの不調に関する相談があつ	あそび、非行に関する情報や相談が	学校生活に対してやる気が出ない等の	不安・抑うつ	障害（疑い含む）に起因する特別な教	個別の配慮（13以外）についての求	左記に該当なし
全日制	不登校生徒について把握した事実 (複数回答可)															
定時制	不登校生徒について把握した事実 (複数回答可)															

(注1) 「1. 長期欠席者の状況」における「不登校」と回答した不登校生徒全員につき、必ず1つ以上回答すること。なお、該当する不登校生徒について、令和6年度以前に把握した事実も回答すること。
(注2) 「相談」は、学級担任等の教職員やスクールカウンセラー等の相談員等と本人や保護者との相談である。
(注3) 「不登校生徒について把握した事実」については、該当する生徒について当てはまる項目を全て回答すること。
調査票の「区分」については、具体的に次のようなものが考えられる。

<具体例>

- 1 いじめの被害の情報や相談・・・本調査に定義するいじめ被害の事実を把握した情報や当該生徒や保護者からのいじめ被害に関する相談
- 2 いじめ被害を除く友人関係をめぐる問題の情報や相談・・・仲違い、友人が極端に少ない、友人間に関する情報や相談
- 3 教職員との関係をめぐる問題の情報や相談・・・教職員への反抗や反発、教職員から厳しい叱責や注意に関する情報や相談
- 4 学業の不振や頻繁な宿題の未提出・・・成績の不振、授業が分からない、試験が嫌い、宿題の過半数が未提出
- 5 学校のきまり等に関する相談・・・制服を着たくない、給食を食べたくない、学校行事に参加したくないことに関する相談
- 6 入学、転編入学、進級時の不適応による相談・・・転編入学しなかった、クラス替えが自分の願う学級編成や担任ではなかったことに関する相談
- 7 家庭生活の変化に関する情報や相談・・・両親の離婚、親の単身赴任、家族の病気にに関する情報や相談
- 8 親子の関わり方に関する問題の情報や相談・・・親の叱責、親の言葉・態度への反発、親の過干渉・放任に関する情報や相談
- 9 生活リズムの不調に関する相談・・・朝起きられない、夜眠れない、就寝起床時間が定まらないことに関する相談
- 10 あそび、非行に関する情報や相談・・・非行グループに入り非行行為を行うことに関する情報や相談
- 11 学校生活に対してやる気が出ない等の相談・・・無気力で登校したくないことに関する相談
- 12 不安・抑うつ
- 13 障害（疑いを含む）に起因する特別な教育的支援の求めや相談・・・特別支援学級への在籍、通級指導の利用、特別支援教育支援員の配置、その他の合理的配慮に関する求めや相談
- 14 個別の配慮（13以外）についての求めや相談・・・日本語指導が必要、特定分野に特異な才能を有する、性に関する違和感、感覚過敏に関する求めや相談
- 15 左記に該当なし・・・本人や保護者等に確認した上で、上記のような情報や相談について把握していない

4. 不登校生徒への指導結果状況

区分	(1) 全日制	(2) 定時制
指導の結果登校する又はできるようになった生徒		
指導中の生徒		
計	0	0

(注1) 令和6年度1年間の指導結果（当該年度間において中途退学等（年度末を越える休学、留学を含む。以下同じ。）した生徒については、中途退学等した時点における状況）を対象とし、「指導の結果登校する又はできるようになった生徒」とは、各学校が、以下のような例を参考に、個々の生徒の状況に応じて判断し、継続的に登校できるようになったと認めた者をいう。
・1学期中は全く登校できなかったが、教育支援センターでの支援を受ける中で、特定の教科の学習に興味を持てるようになり、3学期には、興味がある教科の授業がある日は登校できるようになった。
・高校3年生で2学期の前半までは月に1回程度しか登校できなかったが、担任が家庭訪問を繰り返す中で将来の進路などを自ら考えるようになり、その後、週に1回程度は登校するようになった。
(注2) 不登校生徒が中途退学した場合、以下の例を参考に、中途退学した時点で当てはまる回答肢を選択し計上する。
・不登校であったが、登校できるようになった上で中途退学した場合、「指導の結果登校する又はできるようになった生徒」に計上する。

5. 不登校生徒に対する遠隔授業等の実施状況

区分	(1) 全日制	(2) 定時制
学校教育法施行規則第88条の3に基づき、自宅その他特別な場所で遠隔授業を受けた人数		
そのうち、遠隔授業によって単位を修得した人数		
学校教育法施行規則第88条の4に基づき、授業に代えて通信教育を受けた人数		
そのうち、通信教育によって単位を修得した人数		

(注1) 「1. 長期欠席者の状況」における「不登校」と回答した不登校生徒のうち、「学校教育法施行規則第88条の3に基づき、自宅その他特別な場所で遠隔授業を受けた人数」「学校教育法施行規則第88条の4に基づき、授業に代えて通信教育を受けた人数」をそれぞれ計上すること。なお、特定の教科・科目等において、遠隔授業と通信教育の両方を行った場合は、それぞれに計上すること。
(注2) 「そのうち、遠隔授業によって単位を修得した人数」「そのうち、通信教育によって単位を修得した人数」については、修得した単位数は問わない。
(注3) 「そのうち、遠隔授業によって単位を修得した人数」「そのうち、通信教育によって単位を修得した人数」については、授業の実施方法として、主として遠隔授業または通信教育により単位を修得した人数を計上するものであり、例えば遠隔授業または通信教育を活用しつつも、特定の教科・科目等の総授業時間数のうち、半分以上の時間数を対面により授業を実施するなど、「主として対面により授業を実施した教科・科目等」として単位を修得している場合は除く。
(注4) 通信教育とは、高等学校の通信制課程において行われる添削指導、面接指導及び試験の方法による教育を指す。

6. 相談・指導等を受けた学校内外の機関等

(人)

(1) 学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けた実人数

区分		全日制		定時制	
		*1うち、 50日以上	*2うち、 90日以上	*1うち、 50日以上	*2うち、 90日以上
学校外	(1) ①～⑦の機関等での相談・指導等を受けた実人数				
	(a)「指導要録上出席扱い」となった実人数				
	① 教育支援センター				
	(a)「指導要録上出席扱い」となった人数				
	(b) (a)のうち、学校外の公的機関等に通所する場合の通学定期乗車券制度の適用を受けた人数				
	② 教育委員会及び教育センター等 教育委員会所管の機関 (①を除く)				
	(a)「指導要録上出席扱い」となった人数				
	(b) (a)のうち、学校外の公的機関等に通所する場合の通学定期乗車券制度の適用を受けた人数				
	③ 児童相談所、福祉事務所				
	(a)「指導要録上出席扱い」となった人数				
	④ 保健所、精神保健福祉センター				
学校内	(a)「指導要録上出席扱い」となった人数				
	⑤ 病院、診療所				
	(a)「指導要録上出席扱い」となった人数				
	⑥ 民間団体、民間施設				
	(a)「指導要録上出席扱い」となった人数				
	(b) (a)のうち、学校外の公的機関等に通所する場合の通学定期乗車券制度の適用を受けた人数				
	⑦ 上記以外の機関等				
	(a)「指導要録上出席扱い」となった人数				
	(2) ①～⑦の機関等での相談・指導等を受けていない人数				
	(3) 不明				
	(4) (1)～(3)の合計	0	0	0	0
	(5) ⑧、⑨による相談・指導等を受けた実人数				
	⑧ 養護教諭による専門的な指導を受けた人数				
	⑨ スクールカウンセラー、相談員等による専門的な相談を受けた人数				
	(6) 上記⑧、⑨による相談・指導等を受けていない人数				
	(7) (5)、(6)の合計	0	0	0	0
	(8) 上記①～⑦、⑧、⑨による相談・指導等を受けていない人数				

- (注1) *1*2の欄には、全日制、定時制それぞれの内数として、「不登校のうち、50日以上欠席している者」「不登校のうち、90日以上欠席している者」について計上すること。
- (注2) 「1. 長期欠席者の状況」の「不登校」生徒について、上記の区分に従って記入する。①～⑦、⑧、⑨の区分は複数回答を可とする。
- (注3) (1)の欄には①～⑦の機関等のいずれか1箇所以上で相談・指導等を受けたことがある実人数を記入する。
(3)の「不明」の欄は、学校外の機関等での相談・指導等を受けているかどうか把握していない不登校生徒数について記入する。
(4)の欄は不登校生徒数と一致する。
- (注4) (5)の欄には⑧、⑨のいずれか又は両方で相談・指導等を受けたことがある実人数を記入する。(7)の欄は不登校生徒数と一致する。
- (注5) (a)の欄については、当該機関等で相談・指導等を受けた者のうち、「指導要録上出席扱い」となった人数について記入する。
- (注6) (b)の欄については、(a)の欄に計上された者のうち、学校外の公的機関等に通所する場合の通学定期乗車券制度が適用された人数を記入する。
- (注7) 「教育支援センター」とは、不登校生徒等に対する指導を行うために教育委員会が、教育センター等学校以外の場所や学校の余裕教室等において、社会的自立を支援するため、生徒の在籍校と連携をとりつつ、個別カウンセリング、集団での指導、教科指導等を組織的、計画的に行う組織として設置したものをいう。（「適応指導教室」の呼称により設置された施設も含む。）
なお、教育相談室のように単に相談を行うだけの施設は含まない。
- (注8) 「民間団体、民間施設」とは、平成21年3月12日付け20文科初第1346号通知「高等学校における不登校生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の対応について」の別添「民間施設についてのガイドライン（試案）」により、不登校生徒の不適応等に対する相談・指導を行うことを主目的として設置された民間の団体、施設をいう。
なお、学習塾のように単に学習活動を行うだけの施設は含まない。

(人)

(2) 学校内外の機関等で専門的な相談指導等を受けていない不登校生徒のうち、教職員から継続的な相談・指導等を受けていた実人数

区分		全日制		定時制	
		*1うち、 50日以上	*2うち、 90日以上	*1うち、 50日以上	*2うち、 90日以上
(8) 上記①～⑦、⑧、⑨による相談・指導等を受けていない人数のうち、教職員から継続的な相談・指導等を受けていた人数					

- (注1) 回答欄の人数は、(8)の欄の人数の内数となる。
- (注2) *1*2の欄は、回答の内数として、それぞれ、「不登校のうち、50日以上欠席している者」「不登校のうち、90日以上欠席している者」について計上すること。
- (注3) 「教職員」とは、学級担任や学年主任等、当該生徒と一定の関わりを持つ教職員のうち、(1)⑧養護教諭や⑨スクールカウンセラー、相談員等を除いた者をいう。
- (注4) 「継続的な相談・指導等」とは、不登校であった期間を通して、週に1回程度以上、家庭訪問や電話等により当該生徒本人への相談や指導等を行うことをいう。

調査Ⅴ 高等学校における中途退学者数等の状況

1. 退学者数

(人)

[illegible]

※ 記入に当たっては、次ページを参照のこと。

《記入に当たって》

(注1)

退学者とは、令和6年度の途中で校長の許可を受け、又は懲戒処分を受けて退学した者等をいい、転学者及び学校教育法施行規則の規定（いわゆる飛び入学）により大学へ進学した者は含まないこと。
また、理由の分類に当たって、退学者一人につき主たるものを一つ選択し記入すること。

(注2)

在籍者数については、令和6年4月1日現在の在籍者を記入すること。1年生については、入学日現在で記入する。（「令和6年度学校基本調査」の数値ではないので注意。）

(注3)

中途退学理由の区分については、以下によること。

◎「学業不振」：高校入学後、学力不足のために授業の進度についていけず退学した者

◎「学校生活・学業不適応」：当該学校、高校生活又は授業に対する熱意、興味、関心、適応等の不足や喪失を原因として退学した者

「学校生活・学業不適応」の具体例

- 高校に入学する段階で熱意がない又は入学先が不本意として退学した
- 入学時には高校に対する熱意や希望があったが、入学後、授業がつまらない、興味が持てない等の理由のために退学した
- 生徒間でのトラブルや教師との問題により退学した
- 入学時には高校に対する熱意や希望があったが、入学後、学校の教育・運営方針、環境等に不適応又は反発などの理由により退学した
- 交遊関係やアルバイト等による生活の乱れや、部活動での挫折による意欲喪失等の原因により退学した

◎「進路変更」の各欄は、在籍する高校以外の進路を積極的に希望し、退学した者について記入すること。

○「別の高校への入学を希望。」：別の高校への入学を積極的に希望して退学した者

○「専修・各種学校への入学を希望。」：専修学校、各種学校、職業能力開発施設への入学（所）を積極的に希望して退学した者

ただし、高等学校卒業程度認定試験受験準備のために、各種学校への入学を積極的に希望して退学した者は、「高卒程度認定試験を受験希望」の欄に記入すること。

○「就職を希望。」：就職することを積極的に希望して退学した者。なお、家業を手伝うこととした者も含むこと。

○「高卒程度認定試験を受験希望。」：高等学校卒業程度認定試験を受験することを積極的に希望して退学した者

○「その他」：上記以外の、例えば、結婚や、海外における学習等を積極的に希望して退学した者

◎「病気、けが、死亡」：病気がち等の理由のため欠席日数が多くなって退学した者や、病気や交通事故等によるけが、死亡により退学した者

◎「経済的理由」：保護者の事情等により、家計が困難になり退学した者

◎「家庭の事情」：家庭状況の変化によるものであって経済的理由以外のもの、例えば、保護者の事情のために退学した者

◎「問題行動等」：例えば不良行為、触法行為等により懲戒処分を受け、それを契機にして退学に至った者

◎「その他の理由」：理由が不明なもの

(注4)

「経済的理由の具体的な状況」の欄には、「経済的理由」に計上した生徒全員を対象に、該当する項目を全て選択すること。

○「授業料減免を受けていた者」の欄は、令和6年度に授業料減免を受け、退学時点においても授業料減免を受けていた者

○「奨学金を受けていた者」の欄は、令和6年度に都道府県が実施する奨学金事業又はそれ以外の奨学金（高校生等奨学給付金は含めない。）の貸与又は給付を受け、退学時点においても奨学金の貸与又は給付を受けていた者（複数の奨学金の貸与又は給付を受けていた場合も、1人につき「1」として扱う。）

○「授業料の滞納があった者」の欄は、退学時点において、授業料滞納があり授業料の納入が完了していない者

○「左記のいずれにも該当しない者」の欄は、「授業料減免を受けていた者」、「奨学金を受けていた者」、「授業料の滞納があった者」のいずれにも該当しない者（学校として把握していない者を含む。）

(注5)

高等学校には、中等教育学校後期課程を含む。

2. 懲戒による退学者数

(人)

	全日制普通科	全日制専門学科	全日制総合学科	定時制	通信制	合計
1年生						0
2年生						0
3年生						0
4年生以上						0
単位制						0
合計	0	0	0	0	0	0

(注) 懲戒による退学者数は、「1 退学者数」に記入した者のうち、懲戒処分により退学した者の数を記入すること。

3. 原級留置者数

(人)

	全日制普通科	全日制専門学科	全日制総合学科	定時制	通信制	合計
1年生						0
2年生						0
3年生						0
4年生以上						0
単位制						0
合計	0	0	0	0	0	0

(注) 原級留置者とは、令和7年3月末現在で進級又は卒業が認められなかった者をいう。ただし、留学していたために進級又は卒業が認められなかった者は除く。

学校22頁

令和6年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査

調査Ⅵ 小学校、中学校及び高等学校における自殺の状況

1. 自殺に係る調査を実施した件数 (人)

区分	自殺者数															計					
	学年別内訳																				
	1年生			2年生			3年生			4年生			5年生			6年生			男	女	計
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計			
小学校			0			0			0			0			0			0	0	0	0
中学校			0			0			0										0	0	0
高等学校			0			0			0										0	0	0

- (注1) 令和6年度間に死亡した小・中・高等学校における児童生徒のうち、警察等の関係機関とも連携し、学校が把握することができた情報を基に、自殺であると判断したものや、警察により自殺と判断されたものについて、調査を実施した件数をここに計上する。
- (注2) 小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程、高等学校には中等教育学校後期課程を含む。
- (注3) 高等学校の単位制については、入学年度を1年次として、1年次、2年次、3年次を、それぞれ1年生、2年生、3年生として扱うこと。(4年次以上は4年生として扱う。)

2. 自殺に係る調査を実施したものの詳細

(人)

状 況	小学校	中学校	高等学校	計
基本調査の実施件数 ※(注6)参照				0
詳細調査の実施件数 ※(注7)参照				0
詳細調査の実施を今後予定している件数				0
詳細調査の実施を検討している件数				0
詳細調査について、制度及び調査希望の有無について遺族に説明した件数				0

詳細調査について、制度及び調査希望の有無について遺族に説明しなかった場合の 具体的内容	
--	--

- (注1) 「1. 自殺に係る調査を実施した件数」で回答したものにつき、回答すること。
- (注2) 実施件数については、調査に着手したものを計上すること。
- (注3) 「詳細調査の実施件数」には、「1. 自殺に係る調査を実施した件数」で回答したものうち、令和6年度内に詳細調査に着手したものを計上すること。
「詳細調査に着手したもの」とは、詳細調査としてアンケート調査や聴き取り調査を行ったり、調査組織において基本調査の確認を行ったりした場合や会議を開催した場合等をいう。
- (注4) 「詳細調査の実施を今後予定している件数」は、詳細調査の実施は決定しているものの、未着手のものについて計上すること。
- (注5) 高等学校全定並置校や通信制併設校等は、全日制、定時制、通信制それぞれの数値を合計したものを記入すること。
- (注6) 「基本調査」とは、自殺又は自殺が疑われる死亡事案について、事案発生（認知）後速やかに着手する、全件を対象とする基本となる調査であり、当該事案の公表・非公表にかかわらず、学校がその時点で持っている情報及び基本調査の期間中に得られた情報を迅速に整理するもの。
- (注7) 「詳細調査」とは、基本調査等を踏まえ必要な場合に、心理の専門家など外部専門家を加えた調査組織において行われる、より詳細な調査。事実関係の確認のみならず、自殺に至る過程を丁寧に探り、自殺に追い込まれた心理を解明し、それによって再発防止策を打ち立てることを目指すもの。なお、いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」の調査で代替したものを含む。

回答の際には、以下の「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」の改訂について（文部科学省 平成26年7月1日）の内容も参考にすること。
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/063_5/gaiyou/1351858.htm

3. 自殺した児童生徒が置かれていた状況

(人)

状 況	小学校	中学校	高等学校
家庭不和			
父母等の叱責			
学業等不振			
進路問題			
教職員との関係での悩み（体罰、不適切指導を除く。）			
教職員による体罰、不適切指導			
友人関係での悩み（いじめを除く。）			
いじめの問題			
病弱等による悲観			
えん世			
恋愛関係での悩み			
精神障害			
不明			
その他			
計	0	0	0
「その他」の具体的内容			

- (注1) 複数選択を可とする。
- (注2) 自殺した児童生徒が置かれていた状況について、自殺の理由に関係なく、学校が事実として把握しているもの以外でも、警察等の関係機関や保護者、他の児童生徒等の情報があれば、該当する項目を全て選択すること。
- (注3) それぞれの項目については、以下の具体例を参考にすること。
- ① 家庭不和

: 父母や兄弟等との関係がうまくいかずに悩んでいた。 等
- ② 父母等の叱責

: 父母等から叱られ落ち込んでいた。 等
- ③ 学業等不振

: 成績が以前と比べて大幅に落ち込んでいた。／授業や部活動についていけず悩んでいた。 等
- ④ 進路問題

: 卒業後の進路について悩んでいた。／受験や就職試験に失敗した。／面接等で志望校への受験が困難である旨を告げられた。 等
- ⑤ 教職員との関係での悩み（体罰、不適切指導を除く。）

: 学級担任との関係がうまくいかずに悩んでいた。／教職員からセクシャルハラスメントを受けた。 等
- ⑥ 教職員による体罰、不適切指導

: 教職員が大声で怒鳴る、ものを叩く、投げる等の威圧的・感情的な言動で指導するなど、不適切な指導を行った。 等
- ⑦ 友人関係での悩み（いじめを除く。）

: 友人とけんかをし、その後、関係がうまくいかずに悩んでいた。／クラスになじむことができずに悩んでいた。 等
- ⑧ いじめの問題

: いじめられ、つらい思いをしていた。／保護者から自殺した児童生徒に対していじめがあったのではないかと訴えがあった。／自殺した児童生徒に対するいじめがあったと他の児童生徒が証言していた。 等
- ⑨ 病弱等による悲観

: 病気や病弱であることについて悩んでいた。 等
- ⑩ えん世

: 世の中を嫌なもの、価値のないものと思って悩んでいた。 等
- ⑪ 恋愛関係での悩み

: 恋愛関係の問題について悩んでいた。 等
- ⑫ 精神障害

: 精神障害で専門家による治療を受けていた。 等
- ⑬ 不明

: 周囲から見ても普通の生活と変わらず、特に悩みを抱えている様子も見られなかった。 等

調査Ⅶ 出席停止の措置の状況（市町村教育委員会のみ回答）

1. 出席停止の措置が採られた小・中学校数及び市町村教育委員会数

小学校数	(校)	
中学校数	(校)	
市町村教育委員会数	(市町村)	0

（注1） 「出席停止」とは、学校教育法第35条、第49条又は第49条の8に基づく措置をいう。なお、この出席停止の制度は、本人の懲戒という観点からではなく、学校の秩序を維持し、他の児童生徒の教育を受ける権利を保障するという観点から設けられているものである。

(参考)

学校教育法第35条
市町村の教育委員会は、次に掲げる行為の一又は二以上を繰り返し行う等性行不良であつて他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる。
一 他の児童に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為
二 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為
三 施設又は設備を損壊する行為
四 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為
②市町村の教育委員会は、前項の規定により出席停止を命ずる場合には、あらかじめ保護者の意見を聴取するとともに、理由及び期間を記載した文書を交付しなければならない。
③前項に規定するもののほか、出席停止の命令の手続きに関し必要な事項は、教育委員会規則で定めるものとする。
④市町村の教育委員会は、出席停止の命令に係る児童の出席停止の期間における学習に対する支援その他の教育上必要な措置を講ずるものとする。

学校教育法第49条
第三十条第二項、第三十一条、第三十四条、第三十五条及び第三十七条から第四十四条までの規定は、中学校に準用する。

学校教育法第49条の8
第三十条第二項、第三十一条、第三十四条から第三十七条まで及び第四十二条から第四十四条までの規定は、義務教育学校に準用する。

- （注2） 小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程を含む。中学校には、中等教育学校前期課程を含まない。
- （注3） 出席停止の措置が採られた小・中学校数及び市町村教育委員会数について、これらの措置を命じた延べ小・中学校数及び教育委員会数ではなく、これらの措置に係る実学校数及び教育委員会数を記入する。
（例）ある市町村教育委員会が、2校につき各1件の出席停止を命じた場合は、学校数2、教育委員会数1と数える。
- （注4） 「市町村教育委員会」には、市町村教育委員会のほか、区及び組合等の教育委員会も含む。
- （注5） 調査Ⅰの「3. 加害児童生徒への特別な対応」及び、調査Ⅱの「8. いじめの対応状況（1）いじめる児童生徒への特別な対応」に計上したものについても、除外することなくこれを含めて記入すること。

2. 出席停止の学年別件数等

(件)

区分	(1) 1年生	(2) 2年生	(3) 3年生	(4) 4年生	(5) 5年生	(6) 6年生	(7) 計
小学校							0
中学校							0

(注) 1人に対する1回の措置について1件とする(以下同じ。)

(例) 1人が措置を2回受けた場合は2件とする。3人が同時に措置を受けた場合は3件とする。

3. 出席停止の期間別件数

(件)

区分	(1) 3日以内	(2) 4～6日	(3) 7～13日	(4) 14～20日	(5) 21日以上	(6) 計
小学校						0
中学校						0

(注1) 「(6) 計」の欄の件数は、「2. 出席停止の学年別件数等」の(7) 計の件数とそれぞれ一致するようにすること。

(注2) 期間については、休業日は算入しないこと。(例) 令和6年11月11日(月)～令和6年11月17日(日)→ 5日間

4. 出席停止の理由別件数

(件)

区分	小学校	中学校
暴力行為	A	B
授業妨害		
いじめ	C	D
その他		
計	0	0

(注1) 複数選択を可とする。

(注2) 「暴力行為」の欄のA、Bの人数は、調査Ⅰの「3. 加害児童生徒への特別な対応」(学校3頁)の「⑧出席停止」のA、Bの人数と同じになる。

(注3) 「いじめ」の欄のC、Dの人数は、調査Ⅱの「8. いじめの対応状況」の「(1) いじめる児童生徒への特別な対応」(学校8頁)の「⑧出席停止」のA、Bの人数と同じになる。

調査Ⅷ 教育相談の状況

1. 各都道府県及び指定都市の教育委員会（学校教育所管部局）が所管する教育相談を行っている機関等の状況（指定都市以外の市区町村教育委員会においては記入不要）

区 分		機関数(箇所)	教育相談員数（人）			教育相談件数（件）					
		(1)	(2) 常勤職員数	(3) 非常勤職員数	(4) 合計	(5) 来所相談	(6) 電話相談	(7) 訪問相談	(8) 巡回相談	(9) SNS等オ ンラインを活用 した相談	(10) 合計
教育委員会					0	①					0
教育相談機関	教育センター・研究所				0	②					0
	教育相談所・相談室				0	③					0
合 計		0	0	0	0	④ 0	⑤ 0	⑥ 0	⑦ 0	⑧ 0	0

- (注1) 「教育委員会」の欄には、教育委員会に教育相談員を置いている場合、機関数(箇所)に「1」を入力し、当該相談員が受けた相談件数を記入する。なお、指導主事が教育相談員を兼ねている等、他の業務を主とした上で教育相談員の業務を兼務している職員については、教育相談員数に数えない。
- (注2) 表中、「教育センター・研究所」とは、教員研修、専門的研究、教育相談等の活動を行う総合的な機関であり、「教育相談所・相談室」とは、教育相談のみを行う機関（教育委員会や地方教育事務所の建物の中に設置されている相談室や相談コーナーを含む。）をいうものとする。
- (注3) 訪問相談とは依頼に応じて訪問して行う教育相談をいう。
- (注4) 巡回相談とは相談者の便を図り、計画的に公民館等に出向いて相談を受けるものをいう。
- (注5) SNS等オンラインを活用した相談とは、SNSによるもののほか、メールやWEB会議システムによるもの等、オンラインを活用した相談をいう。
- (注6) 教育相談件数は、本人、保護者等に数回継続して教育相談を実施した場合でも実質的に一つのケースを1件として数えて記入する。ただし、途中から相談方法を変えるなど複数の方法で相談を行った場合には、それぞれの相談方法ごとに1件と数えること。
- (注7) 教育相談員の欄の「常勤職員数」とは地方自治法第204条により給料等を支給される者の数とし、「非常勤職員数」とは、同法第203条の2により報酬の支給と費用弁償を受ける者の数とする。ただし、相談業務を外部の団体等に委託しており、委託先団体が相談員を配置している場合には、フルタイムで勤務している場合には「常勤」、そうでない場合には「非常勤」に計上すること。
- (注8) 来所相談の合計の数(④)は、「3. 来所相談におけるいじめ及び不登校等についての教育相談件数」の来所教育相談総件数の計(④)と一致すること。
- (注9) 電話相談・訪問相談・巡回相談・SNS等オンラインを活用した相談の合計の数(⑤・⑥・⑦・⑧)は、「4. 電話相談・訪問相談・巡回相談・SNS等オンラインを活用した相談におけるいじめ及び不登校等についての教育相談件数」の教育相談件数のそれぞれの形態の計(⑤・⑥・⑦・⑧)と一致すること。

2. 市町村の教育委員会が所管する教育相談を行っている機関の状況（指定都市教育委員会においては記入不要）

機関数（箇所）		
教育相談員数（人）	常勤	
	非常勤	
	計	0
教育相談件数（件）	来所	⑨
	電話	⑩
	訪問	⑪
	巡回	⑫
	SNS等オンライン	⑬
	計	0

- (注1) 指定都市の教育委員会を除き、区及び組合等の教育委員会を含む。
- (注2) 「教育相談を行っている機関」には、教育委員会、教育センター・研究所、教育委員会及び所管施設等の相談室を含む。
- (注3) 「常勤職員数」とは地方自治法第204条により給料等を支給される者の数とし、「非常勤職員数」とは同法第203条の2により報酬の支給と費用弁償を受ける者の数とする。ただし、相談業務を外部の団体等に委託しており、委託先団体が相談員を配置している場合には、フルタイムで勤務している場合には「常勤」、そうでない場合には「非常勤」に計上すること。なお、指導主事が教育相談員を兼ねている等、他の業務を主とした上で教育相談員の業務を兼務している職員については、教育相談員数に数えない。
- (注4) 訪問相談、巡回相談、SNS等オンラインを活用した相談の区分については、「1. 各都道府県及び指定都市の教育委員会（学校教育所管部局）が所管する教育相談を行っている機関等の状況（指定都市以外の市区町村教育委員会においては記入不要）」の注書きを参照すること。

3. 来所相談におけるいじめ及び不登校等についての教育相談件数（指定都市以外の市区町村教育委員会においては記入不要）(件)

区分	(1) 小学生	(2) 中学生	(3) 高校生	(4) その他	(5) 計
教育委員会での来所教育相談件数 (A)					① 0
教育センター・研究所での来所教育相談件数 (B)					② 0
教育相談所・相談室での来所教育相談件数 (C)					③ 0
来所教育相談総件数 (AとBとCの合計) (D)	0	0	0	0	④ 0
	いじめに関する教育相談件数				0
	不登校に関する教育相談件数				0
	いじめを除く友人関係に関する相談				0
	教職員との関係をめぐる相談				0
	学業・進路に関する相談				0
	家庭に関する相談				0

(注1) (A)、(B)、(C)、(D)のそれぞれの計(「(5)計」の①、②、③、④)は、「1. 各都道府県及び指定都市の教育委員会(学校教育所管部局)が所管する教育相談を行っている機関等の状況」の「(5)来所相談件数」の①、②、③、④と一致すること。

(注2) 複数の内容に関する教育相談を併せて行った場合は、それぞれの欄に計上すること。(例)いじめに関する教育相談と不登校に関する教育相談を併せて行った場合、「いじめに関する教育相談件数」と「不登校に関する教育相談件数」の両方の欄に計上する。

4. 電話相談・訪問相談・巡回相談・SNS等オンラインを活用した相談におけるいじめ及び不登校等についての教育相談件数（指定都市以外の市区町村教育委員会においては記入不要）(件)

区分	(1) 小学生	(2) 中学生	(3) 高校生	(4) その他	(5) 計
電話相談					⑤ 0
訪問相談					⑥ 0
巡回相談					⑦ 0
SNS等オンラインを活用した相談					⑧ 0
計	0	0	0	0	0
内数	いじめに関する相談				0
	不登校に関する相談				0
	いじめを除く友人関係に関する相談				0
	教職員との関係をめぐる相談				0
	学業・進路に関する相談				0
	家庭に関する相談				0

(注1) 電話相談・訪問相談・巡回相談・SNS等オンラインを活用した相談の計⑤、⑥、⑦、⑧は、「1. 各都道府県及び指定都市の教育委員会(学校教育所管部局)が所管する教育相談を行っている機関等の状況」のそれぞれの形態の教育相談件数の計⑤、⑥、⑦、⑧と一致すること。

(注2) 複数の内容に関する教育相談を併せて行った場合は、それぞれの欄に計上すること。(例)電話相談、訪問相談、巡回相談、SNS等オンラインを活用した相談のいずれかの形態で、いじめに関する教育相談と不登校に関する教育相談を併せて行った場合、「いじめに関する教育相談件数」と「不登校に関する教育相談件数」の両方の欄に計上する。

5. 市町村の教育委員会が所管する教育相談を行っている機関における相談内容別相談件数（指定都市教育委員会においては記入不要）

(件)

区分		(1) 小学生	(2) 中学生	(3) 高校生	(4) その他	(5) 計
来所相談						⑨ 0
電話相談						⑩ 0
訪問相談						⑪ 0
巡回相談						⑫ 0
SNS等オンラインを活用した相談						⑬ 0
計		0	0	0	0	0
内数	いじめに関する相談					0
	不登校に関する相談					0
	いじめを除く友人関係に関する相談					0
	教職員との関係をめぐる相談					0
	学業・進路に関する相談					0
	家庭に関する相談					0

- (注1)
 来所相談・電話相談・訪問相談・巡回相談・SNS等オンラインを活用した相談の計⑨、⑩、⑪、⑫、⑬は、「2. 市町村の教育委員会が所管する教育相談を行っている機関の状況」のそれぞれの形態の教育相談件数⑨、⑩、⑪、⑫、⑬と一致すること。
- (注2)
 複数の内容に関する教育相談を併せて行った場合は、それぞれの欄に計上すること。
 (例) 来所相談、電話相談、訪問相談、巡回相談、SNS等オンラインを活用した相談のいずれかの形態で、いじめに関する教育相談と不登校に関する教育相談を併せて行った場合、「いじめに関する教育相談件数」と「不登校に関する教育相談件数」の両方の欄に計上する。

6. スクールカウンセラーの活動日数別学校数（都道府県、指定都市、市町村教育委員会が所管下の学校の状況を記入すること）（校）

区分	（１）小学校	（２）中学校	（３）高等学校
①常駐			
②年間１４０日以上（常駐を除く）			
③年間１３９日～７０日			
④年間６９日～３５日			
⑤年間３４日～２０日			
⑥年間１９日～１０日			
⑦年間９日～１日			
⑧年間０日（配置実績なし）			
計	0	0	0

（注１） スクールカウンセラーの雇用形態や配置計画に拠らず、実績を計上すること。活動日とは、スクールカウンセラーが学校へ出向くことをはじめ、児童生徒宅への家庭訪問等当該学校への相談業務等に従事した日を指すものとする。また、日数は、時間に拠らず、例えば午前中にA小学校、午後にB中学校で相談業務に当たった場合、それぞれの学校で１日と数える。さらに、スクールカウンセラーが複数の者配置されている学校については、配置されている者全員の活動日の合計を計上すること、例えば同じ学校で同じ日に２人のスクールカウンセラーが相談業務に当たった場合、２日と数える。

（注２） 常駐とは、スクールカウンセラーが単独の者か複数の者かに拠らず、基本的に毎日、一人以上のスクールカウンセラーが当該学校の相談業務等に従事していることを指す。

（注３） 高等学校の全定併置校や通信制併設校等においては、全日制、定時制、通信制それぞれ１校として別々に計上すること。

（注４） 義務教育学校前期課程は「(1)小学校」、義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程は「(2)中学校」、中等教育学校後期課程は「(3)高等学校」に計上すること。

7. スクールソーシャルワーカーの活動日数別学校数（都道府県、指定都市、市町村教育委員会が所管下の学校の状況を記入すること）（校）

区分	中学校区	（１）小学校	（２）中学校	（３）高等学校
①常駐				
②年間１６８日以上（常駐を除く）				
③年間１６７日～８４日				
④年間８３日～４２日				
⑤年間４１日～２０日				
⑥年間１９日～１０日				
⑦年間９日～１日				
⑧年間０日（配置実績なし）				
計	0	0	0	0

（注１） スクールソーシャルワーカーが単独の者か複数の者か、あるいは、雇用形態や配置計画に拠らず、実績を計上すること。活動日とは、スクールソーシャルワーカーが学校へ出向くことをはじめ、児童生徒宅への家庭訪問等当該学校への相談業務等に従事したことを指すものとする。また、日数は、時間に拠らず、例えば午前中にA小学校、午後にB中学校で相談業務に当たった場合、それぞれの学校で１日と数える。さらに、複数のスクールソーシャルワーカーが業務に当たっている学校については、業務に当たっているスクールソーシャルワーカー全員の活動日の合計を計上すること、例えば同じ学校で同じ日に２人のスクールソーシャルワーカーが業務に当たった場合、２日と数える。

（注２） 中学校区とは、中学校別の通学区域であり、１つの中学校とその通学区域内にある複数の小学校を総称するものであるが、各中学校区における全ての学校で対応実績があるかどうかにかかわらず、当該中学校区でスクールソーシャルワーカーが活動した日数を計上する。また、中学校区数の区分については、中学校区ごとに１日の活動時間数に関係なく、活動した日数の合計を記入する。

（注３） 常駐とは、スクールソーシャルワーカーが単独の者か複数の者かに寄らず、基本的に毎日、一人以上のスクールソーシャルワーカーが当該学校の相談業務等に従事していることを指す。

（注４） 高等学校の全定併置校や通信制併設校等においては、全日制、定時制、通信制それぞれ１校として別々に計上すること。

（注５） 義務教育学校前期課程は「(1)小学校」、義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程は「(2)中学校」、中等教育学校後期課程は「(3)高等学校」に計上すること。